

5 投資・財政計画（収支計画）

5.1 投資・財政計画の説明

経営戦略策定にあたり、令和10年度までの投資事業と財源の見込みをもとにシミュレーションを行います。

（1）投資の説明（建設改良）

令和10年度までの投資計画に基づく建設改良は、大きく4つの事業に区分されます。

- ①下水道整備事業：污水管路と雨水幹線の整備事業
- ②ポンプ場ストックマネジメント事業：小山ポンプ場、北條ポンプ場の修繕・改築事業
- ③ポンプ場耐震化事業：小山ポンプ場、北條ポンプ場の耐震化事業
- ④管路ストックマネジメント事業：污水管路と雨水管路の修繕・改築事業

（2）財源の説明

投資事業計画及び維持管理の財源は、大きく5つに区分されます。

- ①国庫補助金：投資事業に対する国からの補助金
- ②企業債：投資事業に対して借入れを行える借入金
- ③受益者負担金：下水道の整備による受益者に整備費の一部の負担を求める負担金
- ④下水道使用料：主に維持管理費及び企業債償還金の財源となる私費
- ⑤一般会計繰入金：主に維持管理費及び企業債償還金の財源となる公費

投資事業には多額の資金が必要になります。一方、今後の少子高齢化・人口減少、節水意識の向上や節水機器の普及に伴い、下水道使用料収入の減少が予想されます。

そのため、投資とその財源を均衡させることが持続可能な下水道事業を実現するうえで非常に重要となります。

5.2 投資・財政計画

以下に投資事業と財源の見通しについて示します。

(1) 投資事業の見通し

「安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供するため」には、下水道施設の健全性を維持することが重要です。今後、本市では「下水道整備事業」、「ポンプ場ストックマネジメント事業」、「ポンプ場耐震化事業」、「管路ストックマネジメント事業」に取り組みます。

表 5-1 投資額の見込

項 目	10年間の投資額の見込 (令和元年度～令和10年度)
下水道整備事業	167億4,204万7千円
ポンプ場ストックマネジメント事業	16億960万円
ポンプ場耐震化事業	4億6,060万円
管路ストックマネジメント事業	2億2,600万円
その他事業(計画策定業務等)	1億7,100万円
合 計	192億924万7千円

(2) 投資事業に対する財源の見通し

投資に必要な財源の見通しを示します。

①国庫補助金

補助対象事業費の補助率に、過年度の状況及び今後の国庫補助金の見通しを加味し、算出した数値を見込んでいます。

②企業債

企業債の対象事業費から国庫補助金と受益者負担金を充てた分を控除した額を借入れます。資本費平準化債についても借入れを行いますが、企業債償還金の減少に伴い、発行可能額が令和8年度には0円となる見通しにて見込んでいます。

③受益者負担金

受益者負担金は、下水道が整備されることにより、その利益を受ける土地所有者等に下水道整備費用の一部を負担していただくもので、下水道整備事業の増減によって受益者負担金の増減も見込まれますが、本経営戦略においては令和元年度の水準にて見込んでいます。

④下水道使用料

平成25年度から平成29年度までの5か年の実績から、水洗化人口一人当たりの使用料を14.90千円/人として、第2章記載の図2-3「整備済人口普及率の推移」、図2-4「処理区域内人口と行政区域内人口の推移」及び図2-6「水洗化人口と水洗化率の推移」をもとに使用料収入を推計しています。

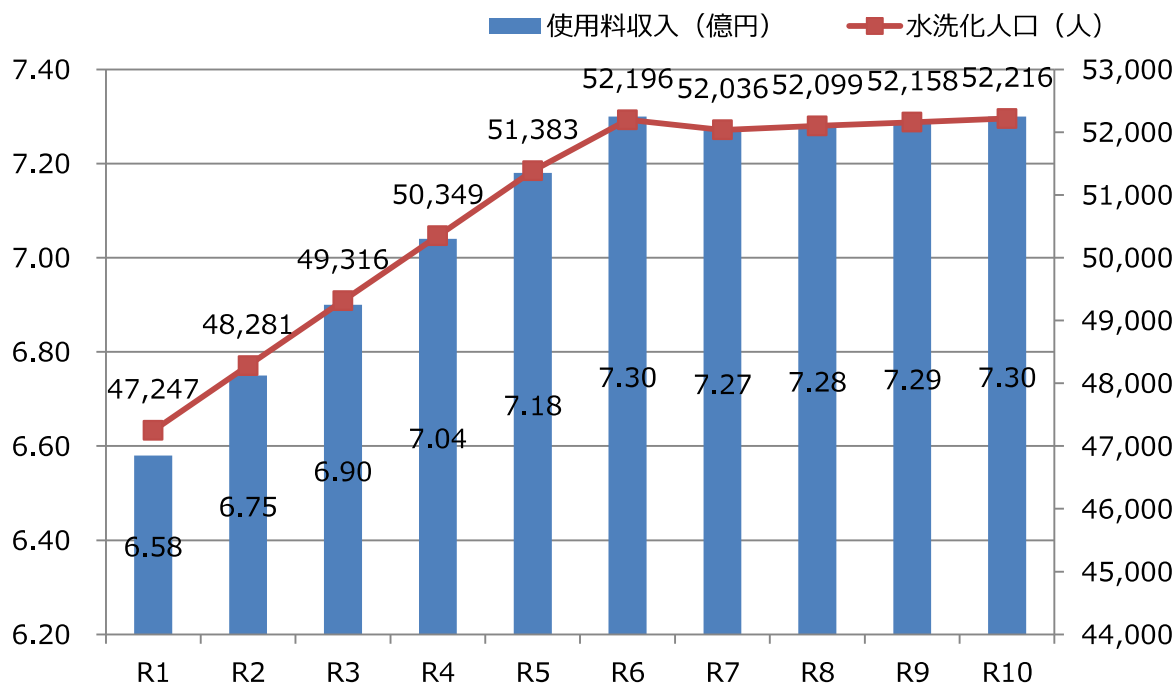


図 5-1 下水道使用料収入と水洗化人口の見通し

⑤一般会計繰入金

令和元年度当初予算における12億318万9千円を基準としています。この内訳としては、基準内繰入金が8億257万8千円、基準外繰入金が4億61万1千円となっています。

(3) 財政シミュレーション

①シミュレーションのケース

パターン	一般会計繰入金 (うち基準外繰入金)	下水道使用料の試算条件
A	あり	令和2年度に平均改定率17.70%
B	あり	令和2年度に平均改定率8.85% 令和7年度に平均改定率8.85%
C	なし	令和2年度に平均改定率72.90%
D	なし	令和2年度に平均改定率36.45% 令和7年度に平均改定率36.45%

②シミュレーション結果

<収支ギャップについて>

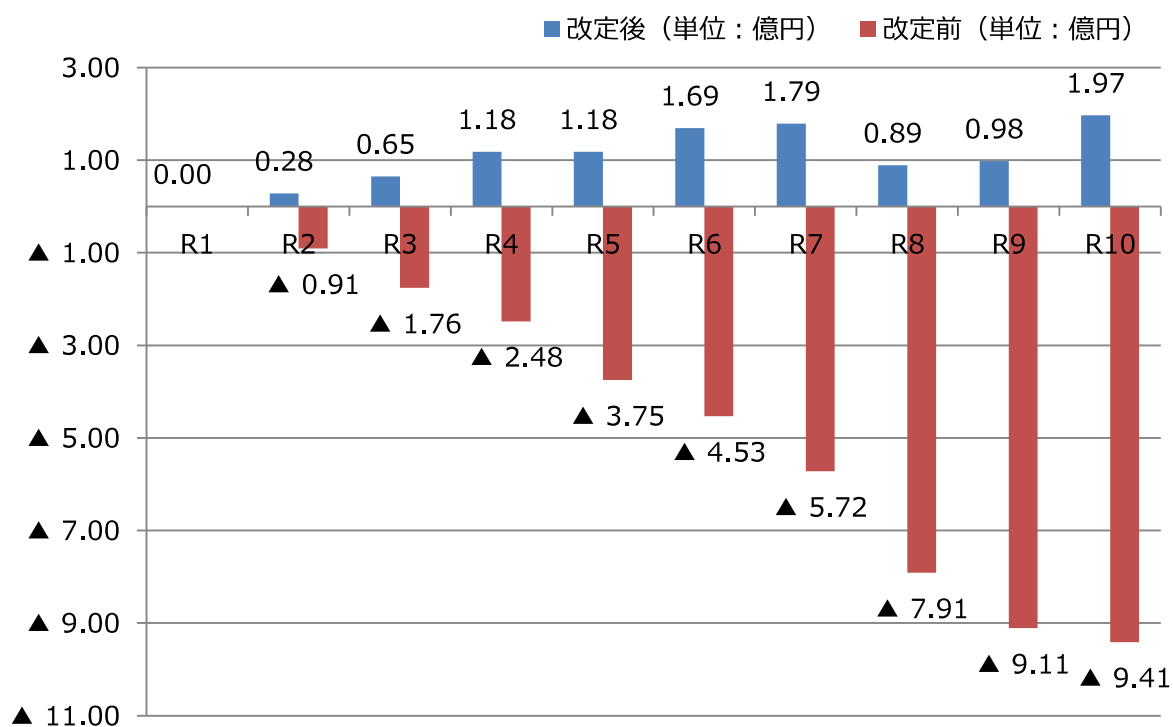


図 5-2 収支ギャップシミュレーション (パターンA)

図 5-2 は、一般会計繰入金（基準外繰入金あり）を前提に、現在の下水道使用料体系を変更しなかった場合と、収支均衡を行うために令和2年度に下水道使用料の改定を平均改定率17.70%で行った場合で試算を行った収支ギャップシミュレーションです。

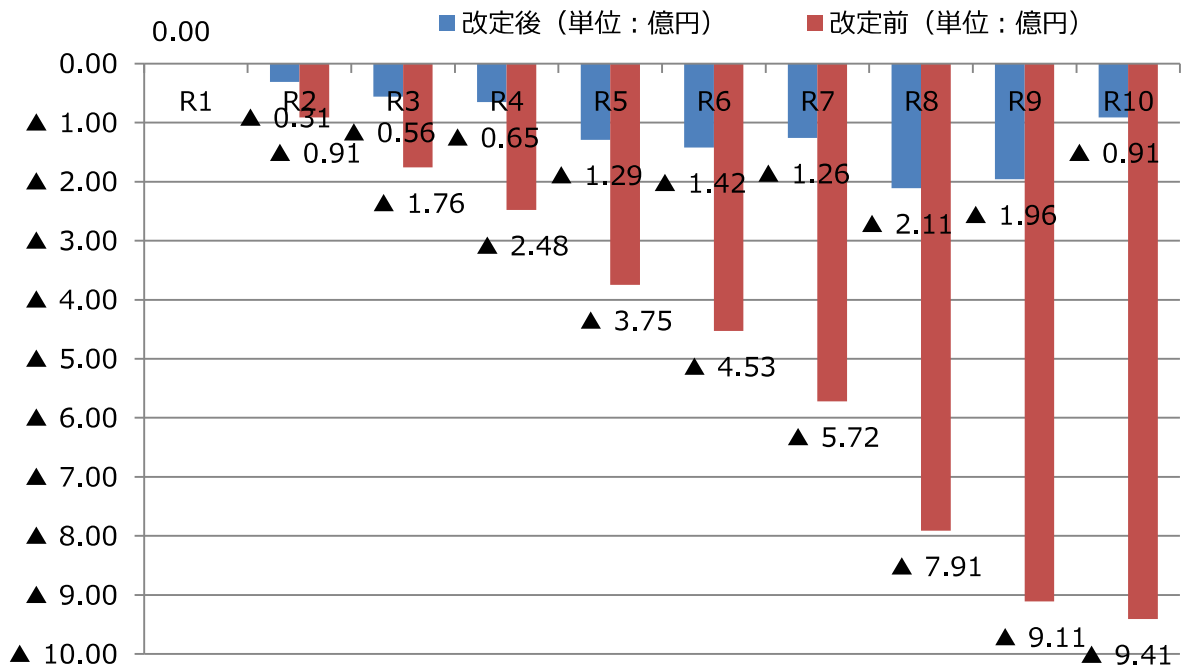


図 5-3 収支ギャップシミュレーション (パターンB)

図 5—3 は、一般会計繰入金（基準外繰入金あり）を前提に、現在の下水道使用料体系を変更しなかった場合と、令和 2 年度に下水道使用料の改定を平均改定率 17.70%で行った場合について、激変緩和措置として令和 2 年度と 5 年後の令和 7 年度の 2 度に分けて平均改定率 8.85%ずつ改定を行ったと仮定し、試算を行った場合の収支ギャップシミュレーションです。

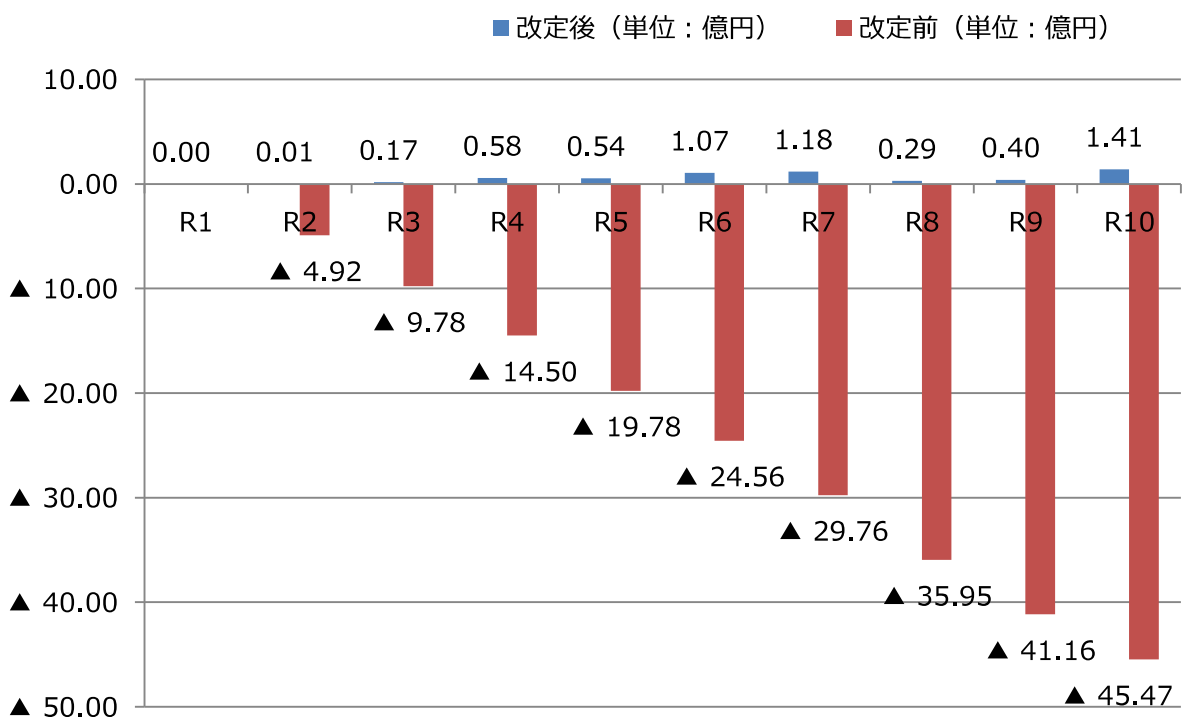


図 5-4 収支ギャップシミュレーション (パターンC)

図5—4は、一般会計繰入金（基準外繰入金なし）を前提に、現在の下水道使用料体系を変更しなかった場合と、収支均衡を行うために令和2年度に下水道使用料の改定を平均改定率72.90%で行った場合で試算を行った収支ギャップシミュレーションです。

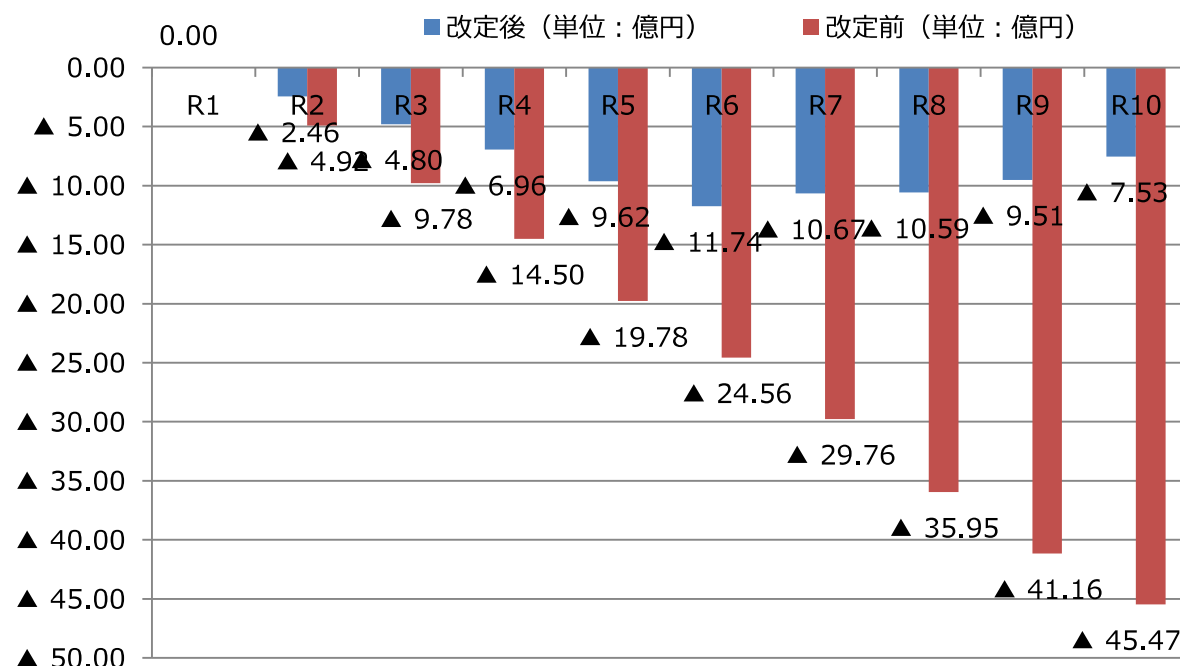


図 5-5 収支ギャップシミュレーション (パターンD)

図5—5は、一般会計繰入金（基準外繰入金なし）を前提に、現在の下水道使用料体系を変更しなかった場合と、令和2年度に下水道使用料の改定を平均改定率72.90%で行った場合について、激変緩和措置として令和2年度と5年後の令和7年度の2度に分けて平均改定率36.45%ずつ改定を行ったと仮定し、試算を行った場合の収支ギャップシミュレーションです。

これまで、収支ギャップについて試算を行いましたが、いずれの場合も現在の下水道使用料体系を維持した場合には多額の累積欠損金が生じることが見込まれます。

また、パターンB及びパターンDのように令和2年度に1度の改定を行うのではなく、市民負担を考慮して令和2年度と令和7年度の2度に分けて改定を行った場合は、累積欠損金が縮小するものの、累積欠損金を本経営戦略期間中に解消することが困難であると考えられます。

なお、本経営戦略は企業会計移行に伴い策定していますが、官庁会計と比較すると一般会計繰入金のうち基準外繰入金の割合が増加しているため、基準外繰入金をゼロとするパターンC・Dの平均改定率が官庁会計における財政シミュレーション結果よりも高くなっています。

< 経費回収率について >

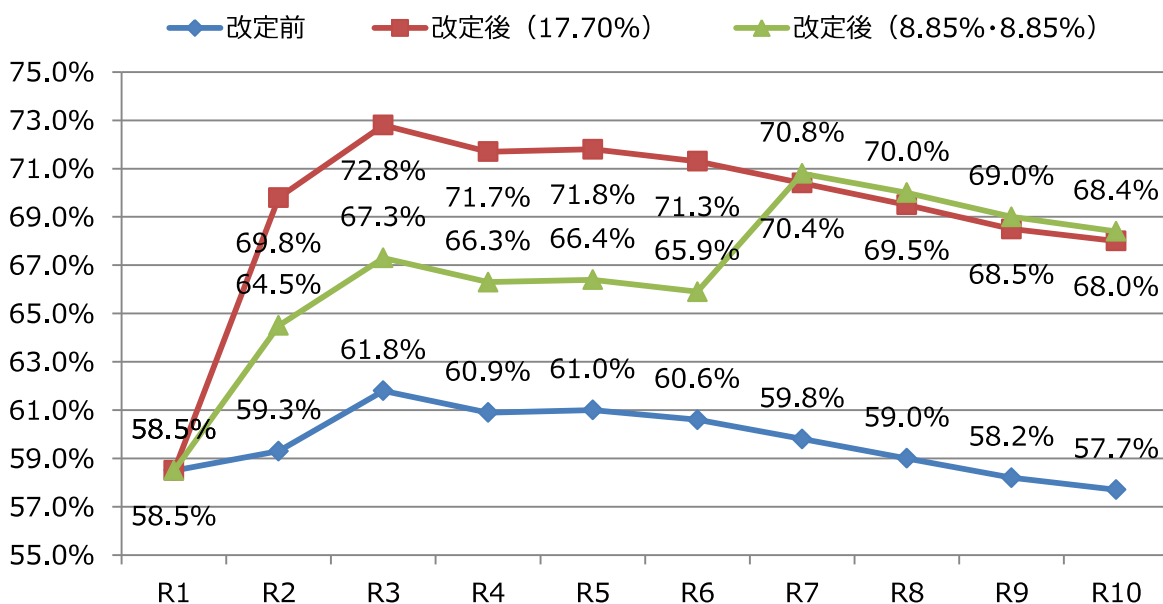


図 5-6 経費回収率シミュレーション (パターンA・B)

図 5-6 は、一般会計繰入金（基準外繰入金あり）を前提に、現在の下水道使用料体系を変更しなかった場合と、令和 2 年度に下水道使用料の改定を平均改定率 17.70%で行った場合、また激変緩和措置として令和 2 年度と 5 年後の令和 7 年度の 2 度に分けて平均改定率 8.85%ずつ改定を行ったと仮定し、試算を行った場合の収支ギャップシミュレーションです。

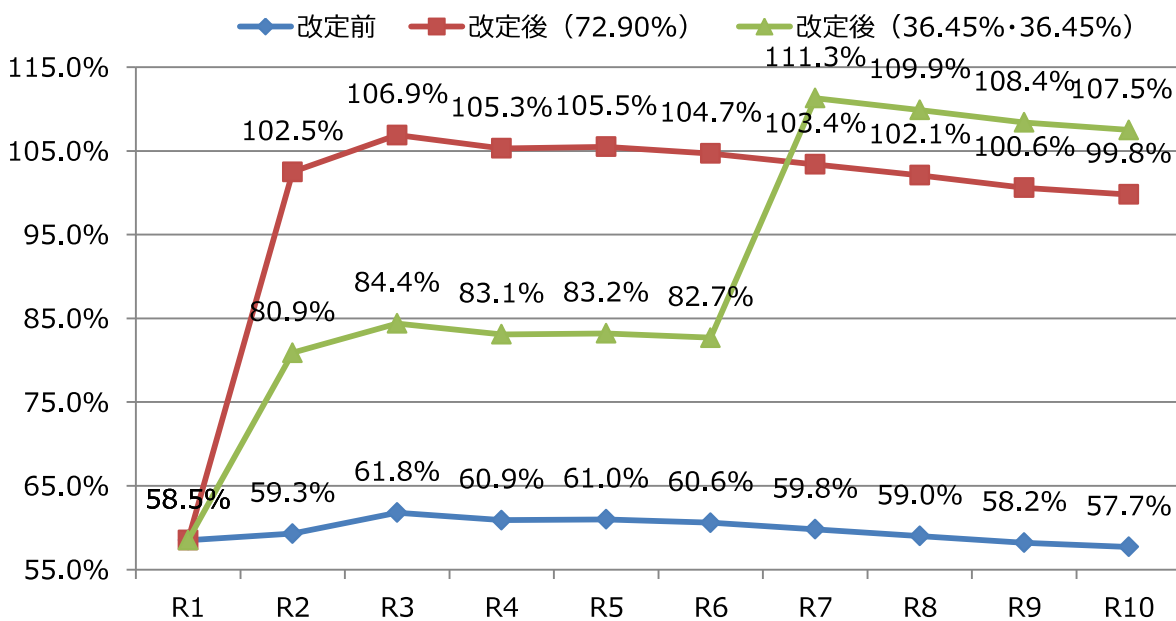


図 5-7 経費回収率シミュレーション (パターンC・D)

図5-7は、一般会計繰入金（基準外繰入金なし）を前提に、現在の下水道使用料体系を変更しなかった場合と、令和2年度に下水道使用料の改定を平均改定率72.90%で行った場合、また激変緩和措置として令和2年度と5年後の令和7年度の2度に分けて平均改定率36.45%ずつ改定を行ったと仮定し、試算を行った場合の収支ギャップシミュレーションです。

経費回収率は、「使用料収入÷汚水処理費用」によって算出されます。

今回のシミュレーションでは、下水道使用料の改定や支払利息の減少等の要因を加味しています。パターンA・Bにおいては経費回収率は上昇したものの60%台から70%台となっており、下水道使用料収入をもって汚水処理費用をまかなうことは依然困難であると考えられます。

一方のパターンC・Dにおいては、経費回収率が80%台から100%台となっておりますが、試算の前提となる下水道使用料の平均改定率が非常に高い水準となることが分かりました。

③下水道使用料の適正化について

上記の財政シミュレーション結果から、本市においては下水道使用料について平成21年4月以降見直しを行っていないことや、今後、少子高齢化・人口減少によって下水道使用料収入の伸びも見込めないことから、本経営戦略計画期間中に現在の下水道使用料体系を維持した場合、多額の累積欠損金が生じる可能性が非常に高いものと考えられます。

また、下水道を利用されている市民の皆様への負担軽減も考慮し、2段階で下水道使用料改定を前提にした試算もあわせて行いましたが、この場合にも本経営戦略期間中に累積欠損金を解消することは非常に難しいものと考えられます。

この結果から、今後も本市の公共下水道事業を健全で安定的に事業運営するにあたり、下水道使用料の改定を検討する必要があると考えられます。

④試算後の下水道使用料について

パターンA・Bについては一般会計繰入金を令和元年度当初予算額である12億318万9千円で推移するものと仮定し、パターンC・Dについては一般会計繰入金のうち基準外繰入金をゼロとしています。

しかし、実際に下水道使用料の改定を検討するに際しては、基準外繰入金に依存した経営は望ましくないとはいえ、現時点において基準外繰入金をゼロとするパターンC・Dは現実的ではないため、パターンA・Bのいずれかを基に検討することが適切であると考えられます。

なお、国は「総務省公営企業課長等通知（平成26年8月29日付）」において、下水道事業が最低限行うべき経営努力として下水道使用料を月3,000円/20㎡とすること

を前提としており、現在の下水道使用料及びパターンA・Bはいずれも国の前提とする下水道使用料を下回っています。

5.3 投資財政計画に未反映な取組や今後検討予定の取組の概要

本経営戦略策定時においては未反映な投資計画はありませんが、今後の取組みとして、継続して汚水管路と雨水管路の整備を実施するとともに、既設管路及びポンプ場の老朽化対策及び耐震化事業を実施します。